

## 海賊版対策のための著作権法改正成立に関する共同声明

令和2年6月5日  
公益社団法人 日本漫画家協会  
出版広報センター

漫画家をはじめクリエイターの利益を不当に奪う海賊版サイトへの対策に、日々ご協力くださっている読者・ユーザー、有識者、通信事業者、立法・行政関係者ほか全ての方々へ、改めて心からの感謝を申し上げます。

第201回国会（常会）において、海賊版対策を主たる目的とした「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が可決され、成立しました。

私たち日本漫画家協会および出版広報センター<sup>1</sup>は、この法改正について、かねてより一貫して求めていた「脱法行為を容易に招かず、かつ、善良なユーザーに過度な萎縮が生じない」バランスの取れたものとして歓迎します。また、この法改正にご尽力くださった関係団体・事業者、有識者、立法・行政関係者等すべての方々に御礼を申し上げます。

この法改正によって私たちは、またひとつ新たな対抗手段を得て、今この瞬間も深刻かつ重大な被害を生じさせている海賊版サイトに立ち向かうことができるようになります。しかしながら、法改正が成立したからといって、すぐにでも海賊版サイトを撲滅できるというわけではありません。今回の法改正は、新たなスタートです。

海賊版サイト撲滅というゴールにたどり着くためには、今後の私たちの不断の努力および行動はもちろんのこと、関係団体・事業者や関係省庁をはじめとした皆さまのご理解やご協力が必要です。そして何よりも、読者・ユーザーの皆さまの力が欠かせません。

改正著作権法の施行に向けて私たちは、法改正の趣旨や適切な運用に関する一般向けの普及・啓発活動を強化しつつ、正規版コンテンツであることを示すABJマークの利用促進など、海賊版撲滅に向けた様々な取り組みに関係者の皆さまとともに引き続き注力してまいります。このような取り組みについて、漫画を愛してくださる全ての方々のご理解とご協力を、あわせてお願い申し上げます。

以上

---

<sup>1</sup> 出版広報センター（センター長・宮原博昭）は、日本書籍出版協会・日本雑誌協会・日本出版インフラセンター・日本電子書籍出版社協会・自然科学書協会・出版粋会・日本児童図書出版協会・大学出版部協会・日本楽譜出版協会の9団体で構成された横断的組織です。